

令和3年9月13日

保育施設(保育園・こども園)
放課後児童クラブ
児童館等

} 保護者 各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

沖縄県緊急事態措置の延長について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、沖縄県に発出されていた沖縄県緊急事態措置（期間5月23日から9月12日）が9月30日まで延長が決定されました。

これに伴い、公立保育施設等（民間施設については同様の要請とする）の運営につきましては、令和3年8月26日付（第25報）及び8月27日付（幼児等の感染拡大状況による注意喚起について）で通知しました内容について、下記のとおり一部変更し、延長いたします。（変更・追加部分は下線）

保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 通知における適用期間 令和3年7月12日（月）から ~~9月12日（日）~~
9月30日（木）

2 保育施設等の運営について

(1) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）

公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター

(2) 運営時間短縮となる施設

① 子どもセンター、とのすく児童館：午前中の母子同伴のみ利用可

② こっこーま：館内消毒のため12-14時の間は利用停止とする。

(3) 保護者等が参加する保育行事（例：納涼祭り、運動会、交流会など、多くの人が集まるイベント）については、原則、中止又は延期とする。

3 緊急事態措置延長に伴う「家庭保育の協力」について

(1) 発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等の風邪症状がある場合は、症状が改善するまでは自宅保育をお願いします。

(2) 緊急事態措置期間中の「家庭保育の協力」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料（副食費）及び利用料の軽減を行ないます。

【裏面もあります】

4 園児及び保護者の郡外渡航について（保護者のみの郡外渡航は除く）

- (1) 「緊急事態宣言」下の郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に保育所(園)へ旅行届(別添様式1)を提出し、帰島後、自宅保育とともに行動自粛をお願いします。

症状があれば直ぐに、症状がなければ、帰島後5日目にPCR検査又は抗原検査を受けるようにしてください。

- (2) 帰島後のPCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅保育として「陰性」が判定された後に登園(利用)して下さい。

また、帰島後のPCR検査を受けない場合は、帰島日を1日目とカウントして、1週間の自宅保育をお願いします。

- (3) 帰島後(帰島日を1日目)から2週間は健康観察を徹底し、発熱や咳、体調不良等がある場合は登園(利用)を控えて下さい。

- (4) 家族の者が郡外渡航した場合には、上記(3)同様に園児は2週間の健康観察を行ってください。

5 その他

- (1) 家庭内に濃厚接触者(親兄弟など)がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園(利用)停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、当園(利用)可とする。
- (2) 国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

保護者の皆さまには、大変ご苦勞・ご不便をおかけしますが、皆さまの生命・健康、暮らしを守るため、引き続きのご協力をお願いいたします。

(様式1) 保護者用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長

様

施設名 _____

氏 名 _____

保護者名 _____ 印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考